

産業廃棄物処分量許可証

住 所 広島県広島市安佐北区二入南一丁目13番14号

氏 名 丸伸企業株式会社
代表取締役 金島 聖貴
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成27年 3月31日

許可の有効期限 平成32年 3月30日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (天日乾燥) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (造粒固化) この欄以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) 飲さい (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白
中間処理 (流動化) 以下余白	汚泥(判定基準に適合しないものを含まない。) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H17. 4. 13	更新許可	H24. 3. 16	変更許可
H19. 1. 19	変更許可	H24. 7. 17	変更許可
H22. 5. 12	更新許可	H27. 4. 15	更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

6. 備考